

# 公立保育所の今後の基本的方向（素案）【概要版】

## はじめに

本市では、多様化する保育ニーズへの適切な対応や老朽化した保育施設的环境改善、待機児童の解消等を適切に進め、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、平成10年度から公立保育所の民間移管を進めてきました。

平成19年9月には、「公立保育所の今後の基本的方向」（以下「基本的方向」という。）を策定し、公立保育所が今後果たすべき役割及びその適正規模について明らかにするとともに、「（第3次・第4次）保育環境改善及び民間移管計画」に基づき、平成21年以降、公立保育所15所の民間移管を進めてきました。現在、残る公立保育所は15所となり、「基本的方向」で掲げた適正規模の達成に向けては更なる取組が必要な状況にあります。

一方、「基本的方向」の策定から18年が経過する中、昨今の保育環境を取り巻く社会情勢は大きく変化し、就労する保護者の増加等

に伴う保育所利用申請者数の大幅増や、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談・対応件数の増加など、保育ニーズは更に多様化しています。また、特別な支援が必要なこども、医療的ケア児、家庭での養育環境に課題のあるこどもや日本語の対応が難しい外国の就学前のこどもの増加・顕在化に伴い、保育施設に期待される役割は一層深化・拡大しています。

このような現状認識の下、本市においては、令和6年10月に「公立保育所のあり方懇話会」を設置し、公立保育所が今後果たすべき役割や今後の方針等に関して、計6回にわたって協議を行ってきました。このたび、当該懇話会での様々な意見を考慮して、「基本的方向」を現状に即した内容に改定するとともに、本市の限りある保育資源を最大限活用しながら、本市の子育て環境の充実や保育の質の向上を目指していきます。

## 【参考】平成19年9月の「基本的方向」における本市の公立保育所の適正規模

### 公立保育所の適正規模に係る選定の3つの視点

- ① こどもの数の視点  
本市の就学前児童数の分布は、北部が南部の概ね2倍であることから、この比率を勘案する。
- ② 利用者の生活圏の視点  
利用者の立場から、市域にできるだけ万遍なく配置するとともに、鉄道や主要幹線道路等で分けられる生活圏の考え方も考慮する。利用に当たっては、施設までの距離的な要素も重要である。
- ③ 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点  
地域で子育て支援事業を展開する施設や機関との協力・連携体制を念頭に置く。

平成19年度時点で  
必要と考える公立保育所

公立存続		
武庫東(R2) 武庫南(S45)	塚口(H26) 大西(R3)	園田(H24) 次屋(S43)
大庄(S63)	北難波(R3)	杭瀬(S45)

※ 市域をJR線と県道の道意線及び玉江橋線で区切った6つのエリアで表示。  
※ ( )内は建築年度。

## 1 平成19年度以降の保育環境を取り巻く社会情勢の変化

平成19年度の「基本的方向」策定から18年が経過する中、保育環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。子ども・子育て支援新制度の開始や待機児童対策としての保育の量的拡大、保育士の確保・定着化等に加え、少子化対策として様々な取組が推進されました。

こうした取組によって、全国的にも待機児童数は減少傾向にありますが、少子化の進行に歯止めがかからない状態です。

### (1) 少子化の現状と国の対策

- 令和6年に国内で生まれた日本人のこどもの数が初めて70万人を下回る。
- 令和6年の合計特殊出生率も1.15と過去最低を更新。
- 国においては「第4次少子化社会対策大綱」の中で、「希望出生率1.8」の実現を目標に掲げ、多角的なアプローチで少子化対策を推進。

### (2) 少子化の要因と背景

- 少子化の要因には、夫婦が産み育てるこどもの数の減少のほか、未婚化による婚姻数の減少や晩婚化も挙げられる。
- 令和5年の「こども未来戦略」では、「若い世代の所得を増やす」ことを基本理念の一つに掲げ、最重要課題である賃上げや労働市場改革など雇用の安定と質の向上に取り組んでいる。

### (3) 少子化への対応（基本的な考え方）と国の取組

- 平成27年の子ども・子育て支援新制度施行により、特に3歳未満児の待機児童解消のための制度的基盤を整備。
- 令和元年10月から国による幼児教育・保育の無償化制度が開始（保育所等に通う主に3歳以上児の保育料が無償化）。
- 令和5年12月に「こども未来戦略」が閣議決定され、「こども・子育て支援加速化プラン」が進行中。
- 保育人材が全国的に不足している状況を踏まえ、国においては、公定価格の引き上げや保育士の処遇改善等の取組の充実。
- 育児休業制度等の創設・改正により、夫婦の共働き、共育てを後押しし、家庭でこどもを養育する流れが加速。

### (4) 保育行政・保育所入所状況について

- 全国的に保育所等利用定員や利用児童数は大きく増加したが、近年は減少傾向。
- 待機児童数は、全国的には平成29年までは増減を繰り返していたが、平成30年以降は8年連続で減少。
- 待機児童問題はいまだに解消されていないが、これまでの量的確保策と少子化により、全国的には保育需要に対する保育所等の利用定員が一定充足された状況。



## 2 本市の保育の現状と課題

本市においては、令和7年3月に「第3期尼崎市子ども・子育て支援事業計画」を「市町村こども計画（尼崎市こども・若者総合計画）」と一体的に策定しました。第3期尼崎市子ども・子育て支援事業計画では、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間として、教育・保育の量の見込み及び確保方策を定めています。本市の保育需要は依然として増加傾向にあります。少子化に伴う就学前児童数の減少により、将来的な保育需要のピークアウトも想定されることから、今後の推移を見据えた対策が必要な状況です。

### (1) 就学前児童数・保育需要の推移

#### 【現状】

本市の令和11年度推計における就学前児童数は17,753人と減少傾向、保育需要は11,187人と引き続き増加傾向。

#### 【課題】

少子化の流れが止まらず、就学前児童数の減少傾向が保育需要の伸長を上回ることも予想される。市域をJR線と県道の道意線及び玉江橋線で区切った6つのブロック別では、南北間の就学前児童数の格差が更に拡大。

### (2) 待機児童数の推移

#### 【現状】

令和7年4月現在の待機児童数は6人となり、令和2年から5年連続で減少。

#### 【課題】

保育士不足が大きな課題となっており、公私問わず、更なる保育士の確保・定着化に向けた取組が必要。

### (3) 保育施設数・利用定員の推移

#### 【現状】

公立保育所数は減少しているが、民間の保育施設数は増加。保育施設全体の利用定員は年々増加傾向にあり、令和7年度は9,637人の利用定員を確保。

#### 【課題】

就学前児童数が減少している小学校区においては、周辺の保育施設の入所児童数が減少するなど、保育所運営が困難な地域が顕在化。

### (4) 多様化する保育ニーズへの対応

#### 【現状】

特別な支援が必要な子ども（障害児など）、医療的ケア児、家庭での養育環境に課題のある子ども、日本語の対応が難しい外国の就学前の子どもへの支援の必要性が増加・顕在化。

#### 【課題】

保育施設に期待される役割が一層深化・拡大。

### (5) 就学前のこどもの教育・保育の一体的推進

#### 【現状】

令和6年2月に「尼崎市就学前教育ビジョン」を策定し、官民幼保の就学前教育・保育施設における教育内容等の充実策や連携方法、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割等を明示。

#### 【課題】

当該ビジョンに掲げる取組を推進するに当たり、庁内関係部局をはじめ、関係団体や地域の人々とともに就学前の教育内容の充実を図ることが必要。

### 3 本市の公立保育所の現状と課題

本市の公立保育所では、こどもの人権や最善の利益のため、長年にわたって「尼崎市の保育」に基づく保育を実践してきました。平成19年度の「基本的方向」の策定から18年が経過する中、公立保育所を取り巻く状況は大きく変化しています。

#### (1) 公立保育所の主な特徴

- 公立保育所は、市が運営する公共施設としての性格から、どの保育所においても、市の保育行政の方向性に沿った保育水準を確保しており、提供するサービス内容は概ね均一。
- 子どもの育ち支援センター「いくしあ」その他の関係機関との情報共有、相互連携及び協力が民間の保育施設に比べ容易であり、保育サービスの提供に加え、多様な情報の提供を迅速、的確に行うことが可能。

#### (2) 運営費・整備費

##### 【現状】

令和6年度決算における公立保育所と法人保育園の保育所運営費を比較すると、総額ベースにおける保育所利用児童一人当たり経費はほぼ同額だが、一般財源ベースにおける一人当たり経費は公立保育所が法人保育園の約4倍。

##### 【課題】

今後も公立保育所の民間移管を進める中で、生み出された財源を、多様化する保育ニーズへの対応など子育て支援策に充てることなどを検討していくことが必要。

#### (3) 職員の配置基準及び年齢構成

##### 【現状】

令和7年4月1日現在の公立保育所における正規職員は189人で、その年齢構成は約7割が40歳未満。なお、40歳台の職員は全体の約1割、50歳以上の職員が2割で、職員の平均年齢は約35.8歳。

##### 【課題】

今後も時勢に応じて応募要件の見直しを行うなどで、保育人材の確保に努めるほか、保育士の年齢構成の平準化や質の向上を図ることが必要。

#### (4) 施設の老朽化と保育環境改善

##### 【現状】

現存する公立保育所のうち、鉄筋コンクリート造りの保育所は11所、鉄骨造りは2所、軽量鉄骨造りは2所。

##### 【課題】

築50年を超える保育所が6所（杭瀬、今北、水堂、武庫南、次屋、戸ノ内）残っており、「基本的方向」の改定後、速やかに施設の建替えに係る取組を進めていくことが必要。

#### (5) デジタル化の推進や国の施策等への対応

##### 【現状】

保育現場の業務量は増加する一方、保育現場における人的資源には限りがある。

##### 【課題】

システムの導入等で、職員の事務作業を軽減し、更なる保育の質の向上につなげることが必要。こども誰でも通園制度は令和8年度の事業開始に向けた準備を進めることが必要。

## 4 本市の新たな公立保育所のあり方

前述のとおり、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきており、公立保育所としての役割も改めて整理が必要な状況になっています。

### (1) 公立保育所が果たすべき役割

#### ア 保育のセーフティネットの役割

- 万が一、民間の保育施設において不測の事態に伴う突然の休園や廃園等が生じた際、在籍児童等への影響の出ない範囲での柔軟な対応を行う。
- 特別な支援が必要なこどもは、少子化の中においても年々増加しており、民間の保育施設と連携・協力し、公立保育所でもこうしたこどもの受け入れを更に進めていく。
- 医療的ケア児の受け入れに関しては、「尼崎市保育所における医療的ケア実施ガイドライン」に基づき、今後、民間の保育施設と連携・協力し、地域でバランスよく受け入れられるよう体制整備を進めていく。加えて、家庭での養育環境に課題のあるこどもや日本語の対応が難しい外国の就学前のこどもへの更なる支援を進める。

#### イ 市全体の保育の質の向上を図る役割

- 「尼崎市の保育※」を民間の保育施設にも示すことで、市の保育行政における保育水準の向上に寄与。
- 平成22年度からは、公立保育所と民間の保育施設等が共通する保育実践上の課題解消を図るための保育の質の向上事業を

実施。更に、民間の保育施設等も参加する「専門研修」を定期的に実施。

- 公立保育所が地域の支援拠点として、周辺の保育施設との関係を強化し、保育の課題を共有しながら、公開保育や研修などを実施するとともに、民間の保育施設で実践する先進的な保育の取組も共有することにより、公私の保育士の資質を高め、市全体の保育の質の向上を図る。

#### ウ 地域の子育て家庭等の支援拠点としての役割

- 公立保育所では、保育体験学習事業や園庭開放、育児相談等の地域の子育て家庭等の支援拠点としての事業を実施。
- 令和6年度より、「いくしあ」や北部・南部保健福祉センターを補完し、必要な支援につなぐ「地域子育て相談機関」として、地域に根ざした相談支援窓口としての役割を担っている。
- 令和8年度より一部の公立保育所で「こども誰でも通園制度」を開始予定。

#### エ 保育所運営が困難な地域における保育を保障する役割

- 今後も少子化が進む中、こどもの少ない地域においては保育施設に入所するこどもの数が減少する可能性。
- 民間による運営が困難な地域でも、保育を必要とするこどもの健全な心身の発達を図るため、今後も公立保育所においては、こうした地域の保育を保障する役割を担っていく。

※ 国が示す保育所保育指針の内容や、これまでの日々の保育の実践で蓄積された保育に関する知識・方法・技術を組み入れて作成した冊子のこと。

## (2) 公立保育所の役割を果たすために必要な体制等

### ア 特別な支援が必要なこどもや医療的ケア児を受け入れる体制整備、家庭での養育環境に課題があるこどもなどへの支援

- 全ての公立保育所で、これまでどおり弾力的に特別な支援が必要なこどもの受け入れを継続。
- 医療的ケア児の受け入れに当たっては、対象児に必要な医療的ケアの内容に応じて、看護師派遣、ベッドワゴン、発電機等の購入費等の経費が必要なほか、医務室の確保も必要であり、今後、地域でバランスよく医療的ケア児を受け入れられるよう、施設の建替えの時期等に併せて、必要な整備を進めていく。
- 家庭での養育環境に課題のあるこどもの受け入れに当たっては、「いくしあ」など関係機関と連携しながらこどもへの適切な保育と保護者支援を進める。
- 日本語の対応が難しい外国の就学前のこどもには母語による支援のほか日本語の習得支援、保護者とのコミュニケーションなど庁内関係部局との連携を図りながら情報発信の工夫と配慮、相談体制の整備などに取り組む。

### イ 地域の支援拠点としての取組

- 公立保育所は、様々な関係機関とのネットワークを活かしながら地域の保育水準の向上や地域の子育て家庭等の支援拠点としての役割を担ってきた。今後は、地域の子育て家庭等への支援に加え、民間の保育施設からの相談に対しても、公立保育所長等による助言や、相談内容を踏まえて他の関係機関へとつなぐ仕組みの構築に取り組んでいく。
- 施設整備に当たっては、施設の建替えの時期等に併せて、子育て相談等の機能確保を図るため、庁内関係部局と調整を進めていく。

### ウ 職員体制

- 令和8年度向けの職員採用試験から保育士のキャリア採用を開始し、受験可能年齢の引き上げを行っている。
- 今後も時勢に応じて採用要件の見直しを行うなどにより、保育人材の確保に努めるとともに、保育士の年齢構成の平準化や質の向上を図っていく。
- 将来的な公立保育士の業務のあり方を踏まえた職員の配置を検討していく必要がある、今後の公立保育所の役割を踏まえた保育人材の確保や効率的な配置については、引き続き庁内関係部局と検討を進めていく。

## 5 本市の公立保育所の適正規模と配置

本市では、民間移管の取組を通じて、多様化する保育ニーズへの対応や効率的な保育所運営を図ってきたところですが、その後、保育環境を取り巻く社会情勢や本市の財政状況は大きく変化を遂げてきました。

こうした状況を踏まえる中で、平成19年度の「基本的方向」の考え方を基盤としつつ、次のとおり公立保育所の適正規模と配置を定め、公立保育所の必要数及び体制等を確保していきます。

## (1) 公立保育所の適正規模

下記4つの選定の視点に基づき、平成19年度の「基本的方向」で示した適正規模（9所）の考え方を踏襲するものとし、そこに保育所運営が困難な地域に所在する保育所2所を加えた11所へと見直します。

### 【平成19年度】選定の3つの視点

- ① こどもの数の視点  
本市の就学前児童数の分布は、北部が南部の概ね2倍であることから、この比率を勘案する。
- ② 利用者の生活圏の視点  
利用者の立場から、市域にできるだけ万遍なく配置するとともに、鉄道や主要幹線道路等で分けられる生活圏の考え方も考慮する。利用に当たっては、施設までの距離的な要素も重要である。
- ③ 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点  
地域で子育て支援事業を展開する施設や機関との協力・連携体制を念頭に置く。

### 【令和7年度】選定の4つの視点

- ① こどもの数の視点  
就学前児童数は、北部が南部の概ね3倍である点を踏まえ、地域バランスを考慮する。
- ② 利用者の生活圏の視点  
現行の「基本的方向」で定めた生活圏の考え方（保育所までの距離）を踏襲する。
- ③ 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点  
地域で子育て支援事業を展開する施設や機関との協力・連携体制を引き続き念頭に置く。
- ④ 保育所運営が困難な地域における保育を保障する視点（新たな視点）  
民間による運営が困難な地域の保育を保障する。

## (2) 公立保育所の適正配置

公立保育所の適正配置については、「基本的方向」の中で必要な公立保育所に位置付けた9所（北難波、杭瀬、大庄、大西、塚口、武庫東、武庫南、次屋、園田）に、保育所運営が困難な地域に所在する築地保育所、戸ノ内保育所を加えた11所へと見直します。また、杭瀬保育所については、南杭瀬保育所と統合して、長洲幼稚園の跡地で建替工事を実施する予定です。

平成19年度の「基本的方向」

公立存続(9所)		
武庫東(R2)	塚口(H26)	園田(H24)
武庫南(S45)	大西(R3)	次屋(S43)
大庄(S63)	北難波(R3)	杭瀬(S45)

令和7年度の「基本的方向」

公立存続(11所)		
武庫東(R2)	塚口(H26)	園田(H24)
武庫南(S45)	大西(R3)	次屋(S43)
		戸ノ内(S43)
大庄(S63)	北難波(R3)	杭瀬(S45)(注)
		築地(H12)

※ ( )内は建築年度。

(注) 南杭瀬(H7)と統合。

このほかの公立保育所3所（西長洲・今北・水堂）については、今後、方針が決定したものから、順次取りまとめて「保育環境改善及び民間移管計画」を策定し、個々の保育所の実情に応じた手法を用いて民間移管を実施していきます。また、「基本的方向」の改定と併せて、「第4次保育環境改善及び民間移管計画の取組の検証について」を策定・公表しています。

## おわりに

この「基本的方向」の改定に当たっては、現時点での保育環境を取り巻く社会情勢、就学前児童数や保育需要の見込み等をもとに検討を行ったものです。したがって、今後将来的に、本市の就学前児童数の減少に伴い保育需要がピークアウトを迎えた後、公立及び私立の就学前教育・保育施設の利用児童数や運

営状況を総合的に勘案する中で、必要が生じた場合は、改めて公立保育所等のあり方を再検討することとします。

また、その際には、市立の認定こども園の設置についての必要性や有効性が認められる場合は、検討を行うこととします。